

施設等利用給付認定現況届出書の提出のお願い



1 現況届出書について

施設等利用給付認定（新2・新3号）を受けて幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育や認可外保育施設等を利用しておられる方に、年1回の現況届出書の提出をお願いしております。この現況届出書は、保育が必要な理由に該当している状況に変わりがないかの確認のために必要となります。現況届出書の提出がない場合、幼児教育・保育の無償化の給付を受けられなくなることがありますので、現況届出書が届いた方は、皆様必ず御提出ください（令和7年4月認定開始の方、今後新2・新3号認定の継続が不要な方も提出が必要です）。

御不明な点は、3ページ「7 お問合せ先」に記載している京都市幼児教育・保育無償化事務集中室（以下、「無償化事務集中室」）にお問合せください。また、京都市情報館にQAを掲載していますので、そちらも御覧ください（3ページ「8 現況届出書に関するQA」）。

2 対象

施設等利用給付認定（新2・新3号）の認定を受けて以下の施設等を利用している子ども

- ・ 幼稚園（私立、市立）の預かり保育
- ・ 認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育
- ・ 認可外保育施設等（認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業）

※ 以下の方は対象外です。-----

- ・ 新1号認定子ども
 - ・ 抽出日時点で施設を利用しておらず、過去に施設等利用給付の実績もない児童
 - ・ 令和8年3月31日以前に認定終了日が到来する子ども（認定理由が求職中、妊娠・出産の方など）
- ただし、5歳児（年長児）で認定終了日が令和8年3月31日の児童は対象**

「**注意**」御利用の施設によって現況届出書の提出方法が異なります。詳細は2ページの「4 **提出方法について**」を御覧ください。

3 提出いただくもの

(1) **令和7年度 施設等利用給付認定現況届出書**（記入日時点の状況について御記入ください。）

提出いただいた現況届出書を確認した結果、現在の認定内容から変更が必要な場合には、京都市の判断により、認定理由を変更する場合があります。

(2) **保育が必要な理由に応じた添付書類**

- ・ 該当する理由に応じて、必要な添付書類の全てをそれぞれの保護者分、御提出ください。
- ・ 保育が必要な理由及び基準は、4ページを御覧ください。
- ・ 就労証明書（様式I-03）、スケジュール申告書（様式I-04）、求職活動申告書（様式I-29）については、7ページ以降の様式を御利用ください。
- ・ 世帯内の保護者又は児童とそのきょうだいに障害者がいる場合、現況届出書の世帯状況の「障害者のいる世帯」欄にチェックを付けてください。療育手帳、障害手帳をお持ちの場合は手帳の写しの添付は不要ですが、京都市で確認できない場合は後日提出を求めることがあります。
- ・ 添付書類について、令和7年4月1日以降に記入・発行された同じ記載内容のものを施設等利用給付認定・保育利用関係で提出済の場合、今回の提出は不要ですので、提出日を提出用封筒（幼稚園、認定こども園を御利用の場合）又は提出書類チェック表（認可外保育施設等を御利用の場合）に記入し、それ以外の必要書類のみ御提出ください。

- 対象児童のきょうだい教育・保育給付認定を受けて保育園等を利用中で、同じ記載内容の添付書類の原本を保育利用現況届でも御提出いただく場合は、今回の現況届出書における添付書類の提出は写しで結構です。この場合は、「令和7年度 施設等利用給付認定現況届出書」のみを原本で御提出ください。

※ 添付書類を写しで提出する場合は、写しの欄外に「原本提出済」と記載し、「提出先」、「提出日」を御記入ください。

※ 妊娠中の方は、他の理由に該当されても、「妊娠・出産」で御提出ください。

保育が必要な理由	添付書類
就労	④就労証明書（勤務先が複数の方は、全ての勤務先の証明書） ⑤スケジュール申告書（シフト表でも可）（変則勤務で、就労証明書の変則就労「主な勤務時間帯・シフト時間帯」の欄に未記載の場合のみ）
妊娠・出産	⑥母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できる部分）※産後の場合は、出産証明書でも可
疾病・障害	⑦診断書、又は介護保険被保険者証の写し及び⑧スケジュール申告書 ※原則、療育手帳、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの場合は手帳の写しの添付は不要ですが、京都市で確認できない場合は後日提出を求められることがありますので、御了承ください。
親族の介護・看護	
災害復旧	⑨り災証明書
求職活動	⑩求職活動申告書及び活動内容を確認できる書類（ハローワーク受付票の写し等）
就学	⑪在学証明書及び⑫スケジュール申告書（時間割表でも可）
育児休業中の継続利用	⑬就労証明書（育児休業取得期間が記載されていること） ※育児休業中の場合、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業は施設等利用給付の対象外となります。
その他	無償化事務集中室（「7 お問合せ先」参照）にお問合せください。

4 提出方法について

提出先及び提出期限、提出方法は御利用の施設によって異なります。

幼稚園、認定こども園を御利用の場合

- 提出先：御利用中の幼稚園、認定こども園
- 提出期限：令和7年7月11日（金）※¹まで
- 提出方法：同封している「施設等利用給付認定現況届出書京都市宛提出用封筒」※²に封入して提出
 - ※1 提出期限までに提出できない方は、無償化事務集中室に令和7年7月31日（木）までに御提出ください。（期限を過ぎますと御利用中の幼稚園、認定こども園では受け付けできませんので御了承ください）。また、お住まいの区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当において、提出用の箱を用意しておりますので、直接お持ちいただくこともできます。
 - ※2 無償化事務集中室に郵送する場合は、お手数ですが市販の封筒に提出用封筒ごと封入し、送付ください。宛先は3ページの「7 お問合せ先」のとおりです。（提出用封筒では郵送できません）

認可外保育施設等を御利用の場合

- 提出先：無償化事務集中室
- 提出期限：令和7年7月31日（木）まで
- 提出方法：同封している「施設等利用給付認定現況届出書京都市宛提出用封筒」に必要書類を封入し、郵送で提出※（宛先は3ページの「7 お問合せ先」のとおり）
差出人欄も必ず記入し、切手を貼って郵送してください。
 - ※ お住まいの区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当において、提出用の箱を用意しておりますので、直接お持ちいただくこともできます。

5 記入に当たっての留意点

- ・ 現況届出書を記入いただく際は、必ず5・6ページの記入例を参照のうえ、記入漏れ等がないように御記入ください。
- ・ 虚偽の申告があった場合には、幼児教育・保育の無償化の給付を受けられなくなったり、過去の給付の全部又は一部について、京都市から返還を求められることがあります。
- ・ 各様式は、京都市情報館にも掲載しておりますので、枚数が足りない場合や書き損じた場合などは印刷して御利用ください。なお、軽微な書き損じの場合は二重線で抹消により修正いただいてもかまいません。

(京都市情報館) 幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定の申請について (保護者向け)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>



6 提出に当たっての留意点

- ・ 添付書類について、令和7年4月1日以降に記入・発行された**同じ記載内容のものを施設等利用給付認定又は保育利用関係で京都市に提出している場合は、提出は不要です**ので、提出日を提出用封筒(幼稚園、認定こども園を御利用の場合)又は提出書類チェック表(認可外保育施設等を御利用の場合)に記入し、それ以外の書類を御提出ください。
- ・ 対象児童のきょうだいが教育・保育給付認定を受けて保育園等を利用中で、同じ記載内容の添付書類を保育利用現況届でも御提出いただく場合は、今回の現況届出書における添付書類の提出は写しで結構です。この場合は、「令和7年度 施設等利用給付認定現況届出書」のみを原本で御提出ください。
 - ※ **添付書類を写しで提出する場合は、写しの欄外に「原本提出済」と記載し、「提出先」「提出日」**を御記入ください。
- ・ 提出期限までに必要書類一式がそろわない場合は、「令和7年度 施設等利用給付認定現況届出書」及び提出可能な書類を先に御提出いただき、不足書類は準備ができ次第、速やかに御提出ください。提出の際には「現況届出書の不足書類」である旨と子どもの氏名、利用施設を記載したメモなどを同封してください。

7 お問い合わせ先

京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室 (令和7年6月23日(月)から移転)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所北庁舎 6 階
電話 : 075-254-7216

※ 以前に御提出された添付書類の記入日・証明日に関するお問い合わせにはお答えできかねますので御了承ください。

※ お問い合わせの前に、同封の「★必ずお読みの上、提出してください★」を御確認ください。

8 現況届出書に関するQA

京都市情報館には、保護者の方からの現況届出書に関するよくある質問と回答を載せておりますので、そちらも御覧ください。

(京都市情報館) 施設等利用給付認定現況届出書に関するよくある御質問

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000284655.html>



<参考>

◆ 保育が必要な理由及び基準について

①就労（内定） 1か月48時間以上就労することを常態としていること
②妊娠・出産 妊娠中か出産予定日又は出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日までであること
③保護者の疾病・障害 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神・身体に障害を有していること
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 同居の親族又は長期間入院等をしている親族を常時介護・看護していること
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること（48時間未満の就労の方を含む）
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて、育児休業期間中に継続して利用することが必要であること（転園した場合は不可）
⑨ その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合

※妊娠中の方は、他の理由に該当されても、「妊娠・出産」で御提出ください。

※育児休業中の場合、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業は施設等利用給付の対象外となります。

※現況届提出後、状況に変更があった方は、速やかに変更手続きが必要です。

◆ 幼児教育・保育無償化について

制度の詳細については、こちらを御覧ください。

（京都市情報館）幼児教育・保育の無償化の利用施設別の御案内について
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254985.html>

